

# 軽自動車税(種別割)の減免を受けられる方

## [ 減免を受けられる方の、障害の種類と程度 ]

( 障害の種類 )		( 障害の程度 )		
		身体障害者等本人が運転	生計を一にする方が運転 ※3 常時介護する方が運転 ※4	
「 身 体 障 害 者 手 帳 」	視覚障害	1・2・3・4 級	1・2・3・4 級	
	聴覚障害	2・3 級	2・3 級	
	平衡機能障害	3 級	3 級	
	音声機能障害(喉頭摘出のみ)	3 級		
	上肢不自由	1・2 級	1・2 級	
	下肢不自由	1・2・3・4・5・6 級	1・2・3 級	
	体幹不自由	1・2・3・5 級	1・2・3 級	
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変に よる運動機能障害	(上肢機能)	1・2 級	1・2 級
		(移動機能)	1・2・3・4・5・6 級	1・2・3 級
	心臓 呼吸器 腎臓 膀胱または直腸 小腸	機能障害	1・3 級	1・3 級
	ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害		1・2・3 級	1・2・3 級
	肝臓機能障害		1・2・3 級	1・2・3 級
[療育手帳] 知的障害者		A1・A2(重度)の方。	A1・A2(重度)の方。	
[精神障害者保健福祉手帳] 精神障害者		1 級	1 級	

- ※1 障害が2つ以上重複すると、上記の障害の程度にはあてはまらない等級が手帳に記載されている場合がございますので、事前にお問い合わせください。
- ※2 手帳を交付申請中の方は減免を受けていただくことができません。手帳の交付を受けた後に申請してください。
- ※3 「生計を一にする方」とは、原則として住民票上で同一世帯の方のことを言います。しかし、身体障害者等の方と生計を一にする方が世帯を分けている場合は、事前にお問い合わせください。
- ※4 「常時介護する方」とは、身体障害者等の方のみで構成される世帯の方の移動のために日常的に継続して運転する方を言います。

## [ 減免を受けられる軽自動車等の、所有者と運転者 ]

( 手帳の種類 )		( 所有者(納税義務者) )	( 運転者 )	( 要件 )
[ 身体障害者手帳 ]	(18歳以上)	身体障害者本人	身体障害者等本人 または、 生計を一にする方 または、 常時介護する方 ※4	—
	(18歳未満) ※5	身体障害者等本人 または、生計を一にする方		
[療育手帳]				もっぱら身体障害者等の通学、通院、通所、生業のために使用すること
[精神障害者保健福祉手帳]				

- ※5 18歳未満の身体障害者の方につきましては、満18歳になった時点で、所有者を身体障害者本人に変更してください。なお、名義変更後は、改めて減免申請をしていただく必要があります。